

JICTの設置期限の延長等について

令和 8 年 7 月

省局課 務戰戰 略略 際際 総国国

- **2025年10-12月** **検討会第1回～第6回 開催**
- **2025年12月26日** **検討会報告書取りまとめ**（参考1）
JICTが報告書で取りまとめた対応事項を適切に実施し
説明責任を果たしていくことを前提に、JICTの設置期限を
延長することが適当との提言。
- **2026年3月24日** **JICT法の一部を改正する法律案**（参考2）**が閣議決定**
JICTの設置期限を2035年度末から2045年度末まで
10年間延長するもの。
- **2026年4月** **国会審議**（参考3）**を経てJICT法の一部を改正する法律が成立**
衆議院 総務委員会において附帯決議あり（参考4）。
- **2026年5月7日** **JICT法の一部を改正する法律が公布・施行**

1. JICTの役割の検証

- JICTは、民業圧迫になっておらず**民間投資の呼び水**となることを前提に、**政策的意義・収益性の観点から**チャレンジングな領域における我が国事業者の海外展開を支援する**民業を補完する主体としての意義**が大きい。

2. JICTの経営状況等を踏まえた対応

2-1. JICTの支援方針の整理

全体方針

- ・我が国の政策方針に則った**戦略的な支援と自立的な経営の両立**を一層推進すべき。
- ・ポートフォリオ全体の中で**政策的意義・収益性のバランス**を確保すべき。

分野・事業者

- ・デジタルインフラを積極的に支援しつつも、ICTサービスの更なる支援や**放送・郵便の支援も追求**すべき。
- ・ガバナンスが確保された事業者との共同投資を前提として、**地方企業、スタートアップ企業、中小企業**を一層支援すべき。

2-2. JICTのガバナンス強化等

リスク管理

- ・カンントリーリスク情報の収集・分析や共同投資事業者のコミットの確保等を通じた**投資リスク管理を一層推進**すべき。
- ・人材の質・量の両面から**体制を戦略的に強化**すべき。

エコシステム等

- ・政府系金融機関、海外の政府関係機関、民間株主、銀行等との**効果的な連携**を推進すべき。
- ・海外ICT分野の**専門性の強化**、意思決定の**機動性・迅速性の確保**に引き続き努めるべき。
- ・ポートフォリオ情報等の**一層の情報開示**を推進すべき。

累積損益

- ・**改善計画の達成及び累積損失の解消の前倒し**に向けて、円滑かつ適切にEXITを進めるべき。
- ・累積損失の解消状況等も考慮しながら、**収益の国への還元を検討**すべき。

3. JICTの今後の在り方についての提言

- JICTの累積損失の解消に目処が立ってきていることを踏まえ、2.の対応をJICTが適切に実施し説明責任を果たしていくことを前提に、**JICTは引き続き我が国事業者の海外展開支援を推進すべき**であり、そのためには、**JICTの設置期限を延長することが適当**。

- JICTにおいて我が国事業者の海外展開支援を引き続き推進するため、**JICTが保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限（設置期限）を10年間延長**する。

1. 改正の概要

JICTが保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限の延長（第27条第2項及び第3項）

JICTが保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分期限及びJICTが債務の保証を行う場合における対象貸付金の償還期限（現行：令和18年3月31日（2035年度末））をそれぞれ10年間延長し、令和28年3月31日（2045年度末）に改める。

2. 施行期日

公布の日

3. 改正の背景

- ・ JICTによるデジタルインフラ事業等に対する支援は、**開発から投資回収までに10年程度**を要する。
- ・ **民間ファンドを補完する民間投資の呼び水としての意義**が引き続き大きいものの、**JICTの設置期限（2035年度末）の到来まで10年程度**となる中、**期限内の投資回収が見込めないために支援が困難**となっている事例が出始めているところ、**JICTによる持続的なリスクマネー供給を可能とするための措置が必要**。

2015年11月
JICT設立

2026年度～
長期案件への支援が困難

2035年度末
JICT設置期限



- 放送・郵便事業の実績と今後の展望
- 将来的な再延長の可能性、設置期限の要否
- JICTの損失計上案件や他の官民ファンドの教訓を踏まえた対応
- 独立した有識者によるガバナンスの仕組み
- 累積損失解消見通しの達成見込み、国への収益還元

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、民業を補完する存在として、民間資金の呼び水の役割を果たすことに徹するとともに、我が国の地方企業、スタートアップ企業、中小企業等の海外展開を推進するよう、機構における適切な運営を確保すること。
- 二 機構が我が国経済の持続的な成長に寄与するとの目的に沿って運営されるよう、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に従って機構の活動の検証を適時的確に行うこと。
- 三 官民ファンドの原資が国の資金であることに鑑み、機構が改善計画を達成し、早期に累積損失を解消できるよう、機構に対し適切な監督を行うこと。
- 四 投資リスク管理の更なる推進、地方企業の海外展開への貢献等の観点を踏まえ、機構において海外事業、ICT事業、金融等の専門知識を有する民間の人材の更なる確保・育成が図られるよう、必要な取組の実施を求めること。
- 五 機構に対し、関係者との秘密保持契約に留意しつつも、出融資決定時から出資金等の回収による損益の確定までの間における一層の情報開示を求めることを通して、国民に対する説明責任を果たすように努めること。
- 六 機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、国際競争力の強化や経済安全保障の確保等のため、総務省との連携をより緊密に図るとともに、機構と我が国の政府系金融機関、海外の政府関係機関、民間株主、銀行等との間において、適切な役割分担がなされ、より密接な連携と協力が図られるよう、必要な取組の実施を促すこと。
- 七 機構の運営に対する国会・国民の監視機能を実効的なものとする観点から、投資の専門知識を有する政府から独立した有識者が、機構の中期経営計画及び改善計画・収益性の確保の状況・情報開示の状況を能動的に評価し、その上で、累積損失解消の進捗状況や運営の効率化の達成状況、機構の存廃に関する評価等を定期的に国会に報告する仕組みを設けるための法改正について検討を行うこと。
- 八 機構による対象事業支援が法の目的及び支援基準に沿って行われるよう、機構を適切に指導・監督するとともに、支援決定に係る認可に当たっては、検討過程の透明性確保に努めること。

- 今後も随時、本検討会を開催し、本検討会報告書を踏まえたJICTの対応状況のフォローアップを行う。
- また、JICTの更なるガバナンス強化等に向けて総務省において調査研究を実施予定。
当該調査研究も踏まえ、本検討会においてJICTの今後の在り方について引き続き検討を行う。

調査研究の概要（調整中）

- （１）JICTの更なるガバナンス強化について検討していくため、民間ファンド等におけるガバナンスの仕組みに係る調査を行う。
- （２）JICTに求められる民業補完の観点に留意しながらJICTの今後の在り方について検討していくため、JICTの投資対象分野における我が国の民間金融によるリスクマネー供給の最新状況の調査を行う。
- （３）JICTによる海外展開支援に係る取組の強化の参考とするため、JICTの投資対象分野における他国の政府系金融によるリスクマネー供給の最新状況の調査を行う。

ICT分野に係る海外展開政策の最近の動向

- 日本成長戦略本部において、大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、産学連携、国際標準化といった多角的な観点からの総合支援を行うべき**17の戦略分野の1つに「情報通信」分野が指定**。
- 情報通信分野については、総務省が開催する情報通信成長戦略官民協議会において、**特に戦略的・重点的に取り組むべき製品・技術**として、**オール光ネットワーク（APN）**、**海底ケーブル**、**次世代ワイヤレス**の3つを選定、**官民連携の戦略的投資を促進**。



- 2026年5月、高市総理によるベトナム・ハノイでの外交政策スピーチにおいて、**進化した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」**を発表。インド太平洋地域において、**海底ケーブル、オープンRAN、衛星通信、オール光ネットワークなどのインフラ整備支援を推進する「FOIPデジタル回廊構想」**を提唱。

進化した「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）～共に、強く豊かに～ ※一部抜粋

① AI・データ時代の経済基盤の構築（エネルギー・重要物資のサプライチェーン強靱化を含む）

供給制約、サイバー脅威はじめ多様なリスクに対応しつつ、経済的繁栄を実現すべく、喫緊の課題であるエネルギー・重要物資のサプライチェーン強靱化をはじめとする取組強化に加え、**AI・データ時代に不可欠なハード・ソフト両面のインフラの整備に注力。**（略）

②・③ （略）

ベトナム国家大学における高市総理の外交政策スピーチ（2026年5月2日）（抜粋）

例えば、私たちの生活に欠かせない存在となりつつある、『AI』。激しさを増すAI・データ時代の競争を勝ち抜くことは、どの国にとっても至上命題でしょう。しかし、そのために必要となる膨大な計算資源、データ基盤、人材、その全てを自国のみで確保するということはもはや容易ではありません。日本は、この分野においても、ベトナムを始めとする同志国と共に歩んでいきたいのです。昨年10月に発表した『日ASEAN・AI共創イニシアティブ』。これを具体化し、アジアの多様な言語・文化を反映したAIモデルを目指していきましょう。

特に、母国語AIや産業別基盤モデルの開発、高度AI人材の育成、さらには、それらを支えるデジタル・インフラ整備を、共に進めていきましょう。それには、大量のデータのやり取りに必要となる、信頼できる通信インフラの建設も急務です。日本は、その高い技術力と信用力をいかして、インド太平洋地域において、海底ケーブル、オープンRAN、衛星通信、オール光ネットワークなどのインフラ整備支援を推進します。これを、『**FOIPデジタル回廊構想**』と名付けたいと思います。